

一般社団法人栃木県診療放射線技師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人栃木県診療放射線技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、診療放射線技師の職業倫理を高揚するとともに、医療放射線に関する技術及び知識の向上を図り、医療放射線の適正利用を推進し、もって医療と保健の維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的のため、次の事業を行う。

- (1) 医療放射線技術及び放射線障害防止に関する調査、研究
- (2) 診療放射線技師の資質の向上に関する事業
- (3) 医療放射線技術を通じての地域医療及び保健予防事業への協力
- (4) 行政機関との連絡調整及び協力
- (5) 前各号の主旨を目的とした会誌等の発行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 診療放射線技師(診療エックス線技師を含む)の免許を有し、この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき社員総会の承認を得た者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(入会金および会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費等に関する規則に基づき入会金及び会費(以下「会費等」という)を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費等に関する規則において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人、被保佐人になったとき
- (2) 当該会員が死亡したとき
- (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (4) 診療放射線技師の免許を有しなくなったとき
- (5) 総正会員の同意があったとき
- (6) 当該会員が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの 附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の

枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会で選任された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち6名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任等)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選任された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第 2 項で選定された業務執行理事から副会長及び常務理事を選任することができる。ただし、副会長は2名、常務理事は1名とする。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるとき、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

- 第27条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、無報酬とする。
 - 4 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第28条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
- (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督
 - (3)会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 業務執行理事会

(業務執行理事会)

第 35 条 この法人に業務執行理事会を置く。

2 業務執行理事会は、会長及び業務執行理事をもって構成する。

3 業務執行理事会は、次に掲げる事項について検討し、その内容を理事会に報告する。

- (1) 社員総会における提案事項
- (2) 理事会における提案事項
- (3) 理事会から委任された事項
- (4) その他会務運営に関する事項

4 業務執行理事会の議事の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 36 条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会は、会長の諮問について調査審議または立案し、これを答申する。

3 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任及び解任する。

4 委員会は、その目的に関する検討結果を理事会に報告しなければならない。

5 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 11 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 40 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(剰余金の分配)

第 41 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(解 散)

第 42 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 公告の方法

(公告)

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

第 13 章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長は神山辰彦、副会長は茂木常男及び野澤幸二、常務理事は福田敏幸、業務執行理事は牧島正道、金田幹雄及び吉成亀蔵とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

これは、当法人の定款である。

栃木県宇都宮市本町 12 番 11 号

一般社団法人栃木県診療放射線技師会

代表理事:会長 神山 辰彦